

# 大学・高専における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保

- 大学・高専においてはテレビ会議システムやネット配信などを活用した遠隔授業が可能  
※平成28年度には26.5%の大学において実施（一部授業で実施されている場合を含む）
- 遠隔授業を含むICT活用教育の導入・推進に当たっては、人員・予算・インフラの不足に加え、教職員の理解やモチベーション不足、学内コンセンサス等が課題

## <遠隔授業の例>

### 例1：テレビ会議システムを用いた遠隔授業【遠隔の双方向授業】

→学生は自宅に居ながら教員・学生との双方向のやりとりが可能

### 例2：オンライン教材（MOOCなど）を用いた遠隔授業【オンデマンド授業】

→スライド資料や動画で学びつつ、Web上で課題提出・フィードバック・意見交換



## <新型コロナウイルスを踏まえた対応>

- ✓ 新型コロナウイルスを踏まえ、大学・高専における遠隔授業の活用を促進するため、これまで必ずしも法令上明確ではなかった以下のルールを通知により明確化
- ✓ さらに、遠隔授業実施に当たってのQ&Aや先行事例などについて大学・高専への周知を図る予定

### <大学・高専宛て通知（3/24付）>

- 学生の学修機会を確保するとともに、感染リスクを軽減する観点から、面接授業に代えて、遠隔授業を行うことが考えられる。
- 同時双方向型の遠隔授業を自宅において受講することが可能
- 遠隔授業の単位数は60単位が上限であるが、主として対面授業により修得した単位と認める場合には、授業の一部を遠隔授業としても60単位への算入は不要



# 新型コロナウイルス感染症対応に係る大学での遠隔授業の事例

## 名古屋商科大学／大学院

【授業開始】 繰り下げず、例年通り開始

【期間】 2020年度春学期Term1（4～5月）

【対象】 **すべての教室授業**（300講座）

※ケースを使用した討議授業、教科書を使用した講義授業、ネイティブ教員との語学授業を実施

【方法】 **同時双方向型**（**ウェブ会議サービス**を使用）

※2018年よりオンラインを活用した討論型ケース授業を通じてノウハウを蓄積

【備考】 従来より、ノートパソコンを学部新入生全員に無償譲渡。



## 国際教養大学（AIU）

【授業開始】 4月9日開始を、4月20日開始に繰り下げ

【期間】 2020年度春学期（4～7月）

【対象】 **すべての授業**（約300講座）

※**実技を伴う授業**についても、**原則遠隔授業**で対応。

【方法】 **同時双方向型**（**ウェブ会議サービス**等を使用）を基本とし、**オンデマンド型**（学内オンライン学習システム上に授業動画やスライド資料を掲載）も並行して実施。

【備考】 世界各地の200大学と提携して交換留学生を受け入れており、約8割の学生がキャンパス内の寮・宿舎等で暮らすことから、**キャンパスを原則立入禁止**とし、自宅で受講できる遠隔授業を導入。これを機に、海外提携大学との連携拡大・強化を図る。

## 東京工業大学

【期間】 2020年度第1Q(クォーター)（4～5月）

※授業開始日について検討中。

※状況次第では、第2Qも同様の対応となる可能性あり

【対象】 **実技をともしない授業**

※実験・実習など**実技をともしない授業**は原則として**第1Qには開講せず**、第2Qもしくは夏季休暇期間中に開講予定。

【方法】 **同時双方向型**  
（**ウェブ会議サービス**を使用）

※令和2年3月27日時点

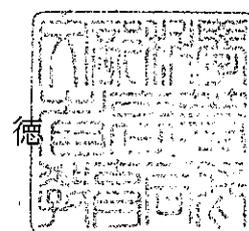
# 写

元文科高第1259号  
令和2年3月24日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長  
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長 殿  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を  
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳



(印影印刷)

## 令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）

このたび公表された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議。以下単に「専門家会議見解」という。）においては、春休み明け以降の学校再開に当たっては、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備え、地域ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要であるとの考え方が示されました。

また、日々の学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくとともに、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底することが重要であるとの考え方が示されました。

これを踏まえて、3月20日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、内閣総理大臣から、新学期を迎える学校の円滑な再開に向けて、具体的な方針を、できる限り早急にとりまとめるよう指示がありました。

このことを受け、別添のとおり、文部科学事務次官より小学校等の設置者に対して、小学校等における教育活動の再開等に関する通知が発出されたところです。

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）については、当初より一斉臨時休業

の対象とはなっておりませんが、令和2年度における感染の拡大防止措置の実施や学事日程の編成等に際し、御留意いただきたい事項等を下記のとおりとりまとめました。各大学等におかれましては、これらの事項について十分に御留意の上、令和2年度の教育研究活動の開始に向けた準備を行っていただきますようお願いいたします。

なお、専門家会議見解においては、日本国内の感染の状況について、爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に、変わりありません。このような認識を前提として、各学校においては、各地域の感染状況を十分踏まえながら、春季休業期間中はもとより、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう宜しくお願いいたします。

また、本通知は、各大学等の判断により学事日程の変更や遠隔授業の活用等を行うに当たっての留意事項を改めて周知するものであり、各大学等に対して、学事日程の変更等を行うよう求めるものではないことを併せて申し添えます。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

また、令和2年2月25日付事務連絡「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」については、本件通知をもって廃止します。

## 記

### 1. 大学等における感染拡大の防止について

(1) 大学等では、日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発話）が重なることを徹底的に回避する対策が不可欠であること。大学等における授業等の開始に当たっては、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に御留意いただいた上で、その準備を進めていただきたいこと。

また、入学式等の年度初頭の行事の実施に際しては、地域の実態を踏まえ、上記の3つの条件が重なることのないよう、それぞれの学校行事の態様の特徴に応じて、感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を適切に行うこと。

なお、地域における感染症の発生状況や学生の状況等を踏まえ、当初の予定通りに授業等を開始することが困難である場合には、設置者の判断で授業等の開始時期の延期等を行うことを妨げるものではないが、その検討を行う場合は、多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「遠隔授業」という。）の活用などによる学修

機会の確保に留意すること。

- (2) 学生又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断すること。

※学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）（抄）

（臨時休業）

第 20 条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」（爆発的患者急増）が生じた場合には、専門家会議見解に基づき対応することとなること。

（参考）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年 3 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（抜粋）

#### 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域では、後述するように、人の集まるイベントや「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することになると考えます。ただし、一度、収束の傾向が認められたとしても、クラスター（患者集団）発生の早期発見を通じて、感染拡大の兆しが見られた場合には、再び、感染拡大のリスクの低い活動も含めて停止する必要が生じます。

感染状況が確認されていない地域では、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施してください。ただし、急激な感染拡大への備えと、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策は不可欠です。

## 8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3. で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7. の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。（下線は文部科学省によるもの）

- (3) 令和2年3月2日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の要請に係る留意事項について（周知）」にて依頼のとおり、大学等において感染者が生じた場合にあっては、その旨を文部科学省に御報告いただきたいこと。その際、当該感染者が外国人留学生や附属病院の従業者等であったとしても、各学校の設置種別に応じて、本通知末尾に記載の連絡先へ御連絡をいただきたいこと。
- (4) 大学等において、臨時休業や出席停止の指示等を行う場合については、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること。
- (5) 令和2年3月18日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に係る令和2年度学事日程等の検討状況について（調査）」において実施した令和2年度学事日程等の検討状況についての調査について、本通知を踏まえて対応の変更が生じる場合は、変更後の内容を末尾掲載のURL（当該調査の際に使用したものと同一。）に入力の上、文部科学省に御報告いただきたいこと。

## 2. 学事日程等の取扱いについて

- (1) 令和2年度当初の授業期間については、新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響にかんがみ、1単位の学修時間が45時間である単位制度の趣旨を踏まえ、補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条等で定める学修時間を確保するための方策を大学等が講じていることを前提に、10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えないこと。

その際、各大学等の判断により、授業計画（シラバス）（教職課程に係るものを含

む。)を変更することは差し支えないが、その他の課程認定に係るものの変更については関係省庁・部署等に相談すること。また、設置計画履行状況等調査(AC)期間中の大学等におかれては、原則として、設置計画に基づく教育課程の編成・実施が求められるが、学事日程の変更等やそれに伴う授業計画(シラバス)の変更は差し支えないこと。その場合には、設置認可又は届出の翌年度以降に提出する「設置計画履行状況AC報告書」における「7 その他全般的事項」の「(1) 設置計画変更事項等」の欄などにその旨を記載して報告すること。

いずれの場合においても、授業計画(シラバス)を変更する際には、学生に対する丁寧な説明に努めること。

- (2) 面接授業に代えて遠隔授業を行う場合にも、大学は当該授業科目を履修した学生に対しては試験の上単位を与えることになるが、その方法は、一斉に実施する定期試験等に限られるものではなく、レポートの活用による学習評価等、到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することができること。なお、それに伴い、授業計画(シラバス)等を変更することは差し支えないが、学生に対する丁寧な説明に努めること。
- (3) 学期、授業を行わない日及び授業日時数については、学則に記載することとされていることから、学則の変更が必要となるような学事日程の変更を行う場合には、公私立大学にあっては、文部科学大臣への届出が必要となるが、各大学等の学則において、授業日や休業日の変更等についての手続きが予め規定されている場合には、令和2年度の学事日程について、例えば、授業開始日の繰下げや休日・祝日授業の実施等の特例措置を講ずることが可能であり、学則の変更や文部科学大臣への届出を要しないこと。
- (4) 各大学等の教育活動の実施にあたっては、修業年限に係る学校教育法(昭和22年法律第26号)第87条等の趣旨を踏まえ、長期的な見通しの下、計画的な実施に努めること。なお、入国拒否や隔離・停留等の措置により、留学生等が4月から大学等の教育活動に参加できない事態も想定されるが、補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、年間を通じて学修時間を確保するための方策を大学等が講じていることを前提に、当初の予定どおり4月に入学したものと取り扱うことは差し支えないこと。

### 3. 遠隔授業の活用について

- (1) 今後、学生の学修機会を確保するとともに、感染リスクを低減する観点から、いわゆる面接授業に代えて、遠隔授業を行うことが考えられること。

その際、平成13年文部科学省告示第51号(大学設置基準第25条の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)等に従い行う必要があるところ、同告示第2号等の規定に基づき、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅

等にいる学生に対して行うことは可能であり、例えば以下の方法によることが考えられること。

・テレビ会議システムを用いた遠隔授業の例

テレビ会議システムを利用して講義をリアルタイム配信し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し受講。テレビ会議システムによって、教員と学生が、互いに映像・音声等による質疑応答や意見交換を行う。

・オンライン教材（MOOC等）を用いた遠隔授業の例

スライド資料や講義形式の動画等を教材としてe-learningシステム等を準備し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し、随時又は期限が設定されている場合は当該期限内に受講。学生からの課題提出や質問の受付及び回答、学生間の意見交換等についても、インターネット等を通じて行う。質問の受付及び回答については、よくある質問とそれに対する答えについてあらかじめ提示しておき、それ以外の質問について担当教員又は指導補助者が回答するといった手法も考えられる。なお、聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる。

(2) 大学設置基準第32条第5項等の規定により、卒業の要件として修得すべき単位のうち、遠隔授業の方法により修得する単位数については、大学院及び通信制の大学を除き、60単位（修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限3年の短期大学にあつては46単位、高等専門学校にあつては30単位）を超えないものとして上限が設定されているところ、面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合であつて、授業全体の実施方法として、主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有すると各大学等の判断において認められるものについては、上記上限の算定に含める必要はないこと。

なお、遠隔授業により修得した単位と扱い、上記上限の算定に含める場合には、卒業という学生の身分に関わる事情であるため、すでに遠隔授業に係る事項を学則において定めている場合を除き、学則に当該事項を定める必要があるが、面接授業の一部を遠隔授業によって実施した場合等、主として面接授業により修得した単位として扱い、上記上限の算定に含めない場合には、学則において当該事項を定める必要はないこと。

<学則の記載例>

(メディアを利用して行う授業)

第〇条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、〇〇規程において定める。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業は、学内の十分な理解の下で取

り組むことが重要であることから、大学等の経営部門、教学部門、情報基盤センター等の遠隔授業推進部門など、関係組織間の緊密な連携が期待されること。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるICTを活用した著作物利用上の配慮について、文化庁より著作権等管理事業者及び関係団体に対して事務連絡が発出されており、引き続き教育現場のニーズに応じた対応について検討を行っていること。

(文化庁ホームページ)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92080101.html>

- (4) 外国人留学生については、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)」(以下「上陸基準省令」という。)では、専ら通信により教育を受ける場合は在留資格「留学」に応じた活動としては認められていないこと。ただし、今般の新型コロナウイルス感染症の対策として、学校運営上の対策を講じる目的などの観点から、必要な範囲内において、遠隔授業を実施することは、在留資格「留学」に応じた活動として認められる場合があること。なお、渡日前の遠隔授業の実施については、上陸基準省令に抵触するものではないこと。
- (5) その他、遠隔授業に係る法令上の定めや留意事項については、別途、事務連絡をもってお知らせすること。

#### 4. 授業料等の学納金に係る取扱いや学生の修学支援について

- (1) 経済的に困難な学生への授業料等の納入の猶予については、令和2年3月17日付通知でお願いしているところ、入学や新学期の開始に当たり、各大学等において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、学生の学資を負担している者の状況が変化し、授業料、入学金、施設使用料等の学納金の納付が困難な者に対しては、各大学等においてそれぞれ実施している授業料等の納付猶予、免除及び減額に関する制度等も踏まえて、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等のきめ細かな配慮をいただきたいこと。
- (2) 令和2年度から開始される修学支援新制度においては、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した場合には、現下の状況にかんがみ、「生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」に類するものとして取り扱い、家計急変の申込を可能とするため、詳細について別途発出する事務連絡も参照の上、その旨を十分周知いただきたいこと。また、日本学生支援機構の貸与型奨学金でも、家計が急変した学生に対し、緊急採用・応急採用を随時受け付けているため、その旨を十分周知いただきたいこと。
- (3) 日本学生支援機構の奨学金に係る手続等の期限等については、別途、日本学生支援機構から各大学等にお知らせすること。

## 5. 留学生に関する配慮について

日本人留学生及び外国人留学生については、令和2年3月16日付け事務連絡「日本人留学生及び外国人留学生に関する新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について（依頼）」（※）にてお示ししているとおおり、学生への危機管理情報の提供、奨学金支給に関する取扱いの周知、履修登録等の修学上の配慮、連絡体制の確保や保険加入の案内等について御配慮いただきたいこと。

（※）事務連絡掲載URL

[https://www.mext.go.jp/content/20200214\\_mxt\\_gakushi02\\_000004520\\_0001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200214_mxt_gakushi02_000004520_0001.pdf)

## 6. 学生に関する配慮について

- (1) 学生に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、専門家会議見解に示されているとおおり、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを高める行動を慎むよう、正確な情報提供をお願いしたいこと。具体的には、拡大防止の必要性について学生等の理解を促すとともに、最も感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間，②人が密集している，③近距離での会話や発声が行われる，という3つの条件が同時に重なった場）での行動を抑制することを前提として、教室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり、一斉に利用しないなどサークル活動などの課外活動における実施の仕方を工夫することを含め、引き続き適切に周知・啓発いただきたいこと。

併せて、「オーバーシュート」のリスクを高めるのが、「3つの条件が同時に重なる場」を避けにくい状況が生じやすい「全国から不特定多数の人々が集まるイベント」であることが指摘されていることも十分に踏まえ、イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後で人々が交流する機会を制限できない場合には、急速な感染拡大のリスクを高めることの理解を促し、十分に注意して行動するよう周知・啓発いただきたいこと。

- (2) 学生の私事渡航については、令和2年3月17日付事務連絡にて周知したところであるが、3月18日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、現下の世界での感染拡大状況にかんがみ、全世界を対象に、感染症危険情報レベル1を発出し、国民の皆様へ、地域を問わず、全ての海外への渡航の是非又はその延期の必要性について注意喚起する方針が、内閣総理大臣より示されたところ、改めて学生等に対し、感染拡大防止の観点から適切な周知・啓発をお願いしたいこと。

また、専門家会議見解にも示されているとおおり、春休み期間に、感染症危険情報が高い国・地域に海外旅行や海外留学等で渡航した学生が帰国する際などには、新たな渡航の慎重な検討や一時帰国を含めた安全確保の対応方策の検討に加え、帰国して2週間は体調管理を行い、体調に変化があった場合には、受診の目安を参考に適切な対応を取るよう、学生への情報提供・周知をお願いしたいこと。

- (3) 就職活動については、令和2年3月13日付事務連絡等にて周知しているとおおり、

政府において、各方面に対し、2020年度卒業・修了予定者等に対する採用選考活動の柔軟な日程の設定、多様な通信手段を活用した企業説明会の実施や、2019年度卒業・修了予定等の内定者への採用内定の取消防止等について要請を行ったが、引き続き学生が安心して学生生活や就職活動に臨めるよう、こうした対応について周知いただくとともに、積極的な情報提供や相談等の対応等をお願いしたいこと。また、採用内定の取消等を受けた場合には、ハローワークや労働局に相談するよう周知・誘導を行っていただきたいこと。

## 7. 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

各設置者の判断で授業期間の弾力化や休校等を行う場合においては、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。

また、授業期間の弾力化は、単位の修得に必要な学修時間を変更するものではないことから、仮に、授業数が減少したり、休校により教室における授業を行わない場合であっても、例えば、非常勤講師であれば学生の学修時間確保のための補講授業や遠隔授業における指導のほか、課題研究等に関する出題や評価指導等、授業科目を担当する教員として、本来実施する予定であった教室における授業と同等程度の学修指導を行うことが必要であること。また、他の職員についても何らかの業務に携わることが可能であると想定されることであること。

なお、基本的には上記のとおり引き続き類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられること。

(学事日程の変更等に係る回答先について)

○国立大学について

<https://pf.mext.go.jp/admission/gakuji-chosa-national.html>

○公立大学について

<https://pf.mext.go.jp/admission/gakuji-chosa-public.html>

○私立大学について

<https://pf.mext.go.jp/admission/gakuji-chosa-private.html>

○高等専門学校について

<https://pf.mext.go.jp/admission/gakuji-chosa-kosen.html>

※ 一度回答済みであり、回答内容を変更する場合には、後の内容を上記URLに再入力して文部科学省に御報告いただきますようお願いいたします。その際、備考欄に「更新」と御記入ください。

<本件連絡先>

(通知全体について)

文部科学省高等教育局高等教育企画課

電話：03-6734-2475

(学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用について)

文部科学省高等教育局大学振興課

電話：03-6734-3338

(学生の修学支援について)

文部科学省学生・留学生課

電話：03-6734-3050

(留学生の取扱いについて)

文部科学省学生・留学生課留学生交流室

電話：03-6734-3360

(ICTを活用した著作物利用上の配慮について)

文化庁著作権課著作物流通推進室

電話：03-6734-2847

(学事日程等の検討状況調査の回答について)

・国立大学

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

電話：03-6734-3760

・公立大学

文部科学省高等教育局大学振興課

電話：03-6734-3370

・私立大学

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

電話：03-6734-2527

・高等専門学校

文部科学省高等教育局専門教育課

電話：03-6734-3347

写

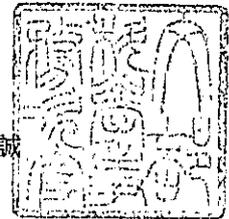
元文科初第1780号

令和2年3月24日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の長  
厚生労働事務次官

文部科学事務次官

藤原 誠



(印影印刷)

令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における  
教育活動の再開等について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策に関し、2月28日に文部科学省から小学校等の一斉臨時休業を要請しました（令和2年2月28日付け元文科初第1585号文部科学事務次官通知）。3月19日の文部科学大臣メッセージでもお伝えしていますが、各学校の設置者におかれては、急な要請であったにも関わらず、地域や学校の実情を踏まえ、適切かつ迅速に臨時休業等の措置を講じて頂いたことに対し、感謝申し上げます。

この度公表された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和2年3月19日））においては、春休み明け以降の学校再開に当たっては、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備えていくこと、またこの観点から、地域ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要であるとの考え方が示されました。

また、日々の学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくとともに、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底することが重要であるとの考え方が示されました。

なお、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート（爆発的患者急増）」が生じた場合には、別途、国からその発生状況や必要な対応を示すこととなります。

これを踏まえて、3月20日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、内閣総理大臣から、新学期を迎える学校の再開に向けて、具体的な方針を、できる限り早急にとりまとめるよう指示がありました。

学校では、日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に回避する対策が不可欠です。このため、学校教育活動再開に向けての留意事項を整理した「新型コロナウイルスに対応した学校再開ガイドライン」（別添1）を作成しましたので、各学校におかれては、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師等と連携した保健管理体制の整備など、万全の感染症対策を講じた上で、新学期を始める準備を行っていただくようお願いします。

なお、上述した専門家会議の状況分析・提言においては、日本国内の感染の状況について、爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に、変わりありません。このような認識を前提として、各学校においては、各地域の感染状況を十分踏まえながら、春季休業期間中はもとより、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう宜しく願いいたします。

今後も、学校において児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、当該学校の臨時休業の必要性について、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談の上、検討いただくこととなります。臨時休業を行う際の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（別添2）を作成しましたので、御活用ください。

今般の前例のない一斉臨時休業に際し、各学校や学校の設置者においては、家庭での学習環境を整えて頂くなど、様々な制約の中で、できる限りの御尽力を頂いたところでありますが、学びや生活の面で児童生徒等に様々な課題が生じていることと承知しています。学校再開に当たっては、学校や地域の実態に応じて、例えば、学年末に実施できなかった特定の単元の定着を図ったり、学びに向き合う前提となる生活のリズムを整えたりすることなどが考えられます。また、当初予定していた授業や学校行事等の年間計画を見直す学校も出てくるのが予想されます。

令和2年度は、通常であっても年間を通じて業務量が最も多くなる年度当初に、一斉臨時休業を踏まえたきめ細かな対応が求められるため、教職員の負担は例年と比べても大きくなることから、学校の設置者におかれましては、学習指導員や部活動指導員等の外部人材を活用しつつ、教職員の業務の適正化等に十分御留意ください。文部科学省としても、政府一体となって、今般の一斉臨時休業に伴い生じた様々な課題に適切に対応すべく、今後とも必要な措置を講じてまいります。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

なお、本通知は、地方公共団体については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第48条第1項の規定に基づく指導・助言であることを申し添えます。

また、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課、初等中等教育局健康教育・食育課、高等教育局高等教育企画課事務連絡）については本通知をもって廃止します。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

- 保健管理に関すること  
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）
- 障害のある幼児児童生徒に関すること  
初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）
- 学習指導に関すること  
初等中等教育局 教育課程課（内2367）
- 部活動に関すること  
スポーツ庁 政策課（内3777）  
文化庁 参事官（芸術文化担当）（内2832）
- 学校給食に関すること  
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2694）
- 公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること  
初等中等教育局 財務課（内2588）
- 放課後子供教室に関すること  
総合教育政策局 地域学習推進課（内3260）
- 教科書の取扱いに関すること  
初等中等教育局 教科書課（内2411）
- 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること
  - ・公立学校について 初等中等教育局財務課（内2588）
  - ・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課（内2532）
- 公立高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱いに関すること  
初等中等教育局 修学支援プロジェクトチーム（内3578）
- 私立学校における入学料等の取扱いに関すること  
高等教育局 私学部 私学助成課（内2547）
- 就学援助等に関すること  
初等中等教育局 修学支援プロジェクトチーム（内2560）
- 高校生等への修学支援に関すること
  - ・高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金及び公立高校等に在学する高校生等の家計急変世帯への支援について  
初等中等教育局 修学支援プロジェクトチーム（内3578）
  - ・私立高校等に在学する高校生等の家計急変世帯への支援について  
高等教育局 私学部 私学助成課（内2547）
  - ・大学等への進学に際して利用できる経済的支援について  
高等教育局 学生・留学生課（内線3050）
- 私立学校に関すること  
高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）
- 国立大学附属学校に関すること  
総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）
- 公立大学附属学校に関すること  
高等教育局 大学振興課（内3370）
- 専修学校に関すること  
総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

令和 2 年 3 月 2 4 日

## 1. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和 2 年 3 月 19 日））においては、日本国内の感染の状況について、爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に、変わりありません。このような認識を前提として、各学校においては、各地域の感染状況（①感染状況が拡大傾向にある地域、②感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域、③感染状況が確認されていない地域）を十分踏まえながら、春季休業期間中はもとより、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう宜しくお願いいたします。

### 1. 保健管理等に関すること

#### (1) 感染症対策について

##### ①基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組を行うこと。

##### 1) 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

- ◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ◎ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

##### 2) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。

(参考) 手洗いと咳エチケット (出典: 首相官邸ホームページ)

## 正しい手の洗い方



・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪は外しておきましょう



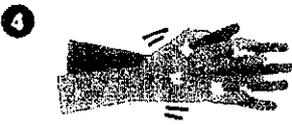
1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗いします。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんを洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやる



咳やくしゃみをする  
肘やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する  
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで  
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

また、学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、適宜、消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

例) 次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の留意点

次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度0.05%~0.5%)で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。

漂白剤の希釈方法: 市販の家庭用塩素系漂白剤(原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約5%)を用いる場合、原液25 mL(漂白剤のキャップ1杯)を2 Lの水で希釈する(約0.06%の希釈液)。

### 3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

### ②集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）が3月9日に示した見解によれば、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、

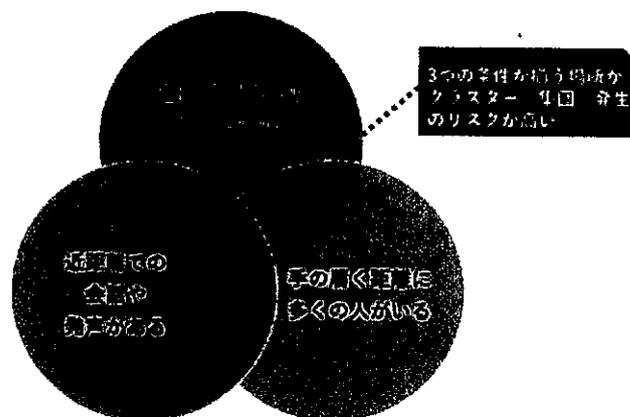
- ・換気の悪い密閉空間であった
- ・多くの人々が密集していた
- ・近距離での会話や発声が行われた

という**3つの条件が重なった場**である。こうした場ではより多くの人々が感染していたと考えられているため、この3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けることが重要である（図参照）。

専門家会議が3月19日に示した提言<sup>2</sup>では、この「『3つの条件が同時に重なる場』を避けるため、

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人々が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声できるだけ控える

など、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要」であるとされている。



<sup>1</sup> 「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」（令和2年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606000.pdf>

<sup>2</sup> 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html)

この専門家会議の提言を踏まえ、学校においては以下のような対応を行うこと。

### **(1) 換気の徹底**

教室等のこまめな換気を実施すること（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。

### **(2) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等**

多くの学校においては人の密度を下げることには限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスク\*を装着するなどするよう指導すること。

\*なお、手作りマスクの作成方法については、子どもの学び応援サイト等を参考

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html)

## **(2) 出席停止等の扱いについて**

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

また、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導すること。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

なお、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が感染予防のために欠席する場合の取扱いに関しては、「(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について」を参照されたい。

学校保健安全法第19条による出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、「2. 学習指導に関すること」に記載の必要な措置を講じること等にも配慮すること。

### (3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

#### ①登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の状態は様々であるが、医療的ケア児の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等<sup>注</sup>（以下、「基礎疾患児」という。）についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をすること。

（注）重症化のリスクが高い方について

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

（出典：厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関の方向け）（令和2年3月11日版）」の、「問19 基礎疾患のある患者について、診療を行う上での留意点はありますか？」の回答から抜粋）

これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

#### ②学校教育活動における感染対策

学校再開に当たって、医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められること。また、校外活動等に際しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意すること。

### (4) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域（※）」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域（※）」に滞在歴のある児童生徒等は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり

得るので最新の情報に注意すること。

(※)「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」(3月21日現在)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html#Q1-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1)

#### <検疫強化対象地域>

(注：下線は、2020年3月21日午前0時(日本時間)から追加)

東アジア：中国、韓国の全域(3月9日午前0時から追加)

ヨーロッパ：シェンゲン協定加盟国(アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク)、アイルランド、アンドラ、英国、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニアの全域

中東：イランの全域

アフリカ：エジプトの全域

#### <入管法に基づく入国制限対象地域>

(注：下線は、2020年3月19日午前0時(日本時間)から追加)

<中国>湖北省、浙江省

<韓国>大邱広域市、慶尚北道(清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡)

<イラン・イスラム>ギーラーン州、コム州、テヘラン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州、ロレスタン州

<イタリア>ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州、ヴァッレ＝ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト＝アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア＝ジュリア州、リグーリア州

<サンマリノ>全ての地域

<スイス>ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州

<スペイン>ナバラ州、バスク州、マドリード州、ラ・リオハ州

<アイスランド>全ての地域

### (5) 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組むこと。

### (6) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにすること。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

### Ⅲ. 提言等

#### 2. 市民と事業者の皆様へ

##### (2) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。報道関係報道関係者におかれましては、個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします。

感染症対策に取り組む医療従事者が、差別等されることのないよう、市民等は高い意識を持つことが求められます。

#### 2. 学習指導に関すること

##### (1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

今般の一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じるなど配慮すること。

特に、令和元年度の学習内容について一斉臨時休業により未指導となった事項があるなどの場合には、必要な措置を講じるなど十分に配慮すること。とりわけ、今春進学する児童生徒に対して措置を講じる必要性が高い場合については、当該児童生徒の学習状況を進学先の学校に共有するとともに、実態に応じた必要な措置を講じるなどの対応を検討いただきたいこと。

##### (2) 補充のための授業等を行う場合の留意点

補充のための授業等の必要な措置を講じる場合は、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮することが求められること。特に、以下の点について留意していただきたいこと。

- ・ 学期中に補充のための授業を実施するなど、令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。
- ・ 各設置者等の判断で、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるものの(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条、

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 61 条等）、その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮すること。（また、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振り替えを行うことが必要となること。）

- ・ 30 文科初第 1797 号平成 31 年 3 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局長通知「平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について」（各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛て）<sup>3</sup>の趣旨・内容についても、引き続き踏まえること。

なお、文部科学省から各教科書発行者に対して、各学校・設置者等が教科書を十分に活用して補充のための授業等の必要な措置を講じることができるよう、各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているため、必要に応じて参照いただきたいこと。

### （3）各教科等の指導における感染症対策等に関すること

各教科等の指導においても、本ガイドライン 1.（1）に示す感染症対策を講じるとともに、それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導の順序の変更の工夫などが考えられること。

## 3. 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

入学式及び始業式の実施に際しては、3 月 9 日の専門家会議で示されている 3 つの条件が重なることのないよう、感染拡大防止の対策を講じること。

その他の学校行事についても、その実施に際し、上記 3 つの条件が重なることのないよう、地域の感染状況等も踏まえ、それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を行うこと。

特に、修学旅行については、その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮いただき、当面の措置として取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いしたいこと。なお、海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合は、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集に万全を期すとともに、十分に御

<sup>3</sup> [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1415315.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415315.htm)

検討をいただくようお願いしたいこと。

#### 4. 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

#### 5. 学校給食に関すること

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底すること。

給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。

また、給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底すること。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が考えられること。

#### 6. 公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

公立学校の教職員については、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にのっとり教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行うこと。

なお、教職員が勤務するに当たっては、地域や学校の実情に応じて、在宅勤務や時差出勤を可能な範囲で推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

## 7. 放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関する こと

学校を再開する場合でも、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて密集性を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に学校施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについて、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも、当面の間、報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

なお、地域住民や様々な地域人材の参画を得て行う「放課後子供教室」の活用も可能であること。

## 8. その他

### (1) 公立の高等学校及び特別支援学校等における入学料等の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、公立高等学校及び特別支援学校等において、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、入学料、授業料、受講料、寄宿舍使用料等の学納金の納付が困難な者に対して、各教育委員会においては、各地方公共団体における入学料等の免除、減額及び猶予に関する制度等も踏まえて、配慮すること。

### (2) 私立学校における入学料等の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等により、私立学校に通う児童生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、入学料、授業料、受講料、寄宿舍使用料等の学納金の納付が困難な者に対して、都道府県私立学校主管部課においては、各私立学校において学納金の免除、減額及び猶予等の柔軟な対応が行われるよう各私立学校を設置する学校法人に対して周知いただきたいこと。また、私立学校の行う学納金の減免に対し、適切な支援を行うことが望まれること。

### (3) 就学援助等に関すること

入学や新学期開始に際し、就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、以下の点に配慮すること。

- ・家庭や学校の状況等により、やむを得ず市町村等における申請期日までに申請書の提出が難しい場合には申請期間を延長するなど、可能な限り柔軟な対応を、

行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うこと。

- ・なお、必要に応じて、国立学校及び私立学校に通う者についても上記に準じて取り扱うこと。

#### (4) 高校生等への修学支援に関すること

入学や新学期開始に際し、以下の点に配慮留意すること。

- ・高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、各学校や高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど生徒等に配慮した柔軟な対応を行うこと。高等学校等就学支援金については、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの書類提出が遅れる場合には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第6条第3項の「やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えないこと。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の影響等により年度の中途において家計急変した高校生等に対し、①公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）、私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し、授業料減免措置等の必要な支援を行うこと。こうした高校生等に対する修学支援について、各制度の内容や問い合わせ先を改めて生徒・保護者等に周知するなど、生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行うこと。
- ・奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。
- ・更に、卒業年次の高校生等については、次年度の進路決定にあたり、経済的理由により修学を断念することがないように、高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料等減免）、日本学生支援機構の貸与型奨学金（無利子・有利子）等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援施策についても周知を行うこと。

本「チェックリスト」は、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に沿った対応状況を各学校で確認する際の参考として作成したものです。

参考

## 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

### 《チェックリスト》

- 児童生徒等及び教職員の毎朝の検温，風邪症状の有無等の確認を行う準備ができていますか？
- 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
- 学校医，学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え，清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？
- 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？
- 3つの条件（換気の悪い密閉空間，人の密集，近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるため，(1)換気の徹底(2)近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを教職員の間で確認しましたか？
- 一斉臨時休業に伴う学習の遅れに関する対応策について検討しましたか？
- 入学式や始業式の実施方法を工夫しましたか？
- 部活動の実施にあたり，実施内容や方法を工夫した上で，感染防止のための対応を行いましたか？
- 学校給食の実施にあたり，感染防止のための工夫を行いましたか？
- 放課後児童クラブや放課後等デイサービスのための教室等の活用について検討しましたか？

令和 2 年 3 月 2 4 日

## II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン

### 1. 臨時休業の実施にかかる考え方について

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断すること。【参考資料参照】

※学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）

（臨時休業）

第 20 条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」（爆発的的患者急増）が生じた場合には、3月19日に新型コロナ感染症対策専門家会議で示された見解に基づき対応することとなる。

（参考）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和 2 年 3 月 19 日新型コロナ感染症対策専門家会議）（抜粋）

### II. 状況分析等

#### 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域では、後述するように、人の集まるイベントや「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することになると考えます。

ただし、一度、収束の傾向が認められたとしても、クラスター（患者集団）発生の早期発見を通じて、感染拡大の兆しが見られた場合には、再び、感染拡大のリスクの低い活動も含めて停止する必要が生じます。

感染状況が確認されていない地域では、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施してください。ただし、急激な感染拡大への備えと、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策は不可欠です。

## 8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3. で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7. の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。（下線は文部科学省）

## 2. 学習指導に関すること

### (1) 家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年度の教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求められること。

その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の学び

応援サイト<sup>1</sup>に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

## (2) 登校日の設定について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日（授業日を含む。以下同じ。）を適切に設定することも考えられること。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。

## (3) その他の指導の工夫について

また、登校日以外の日においても、児童生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する児童生徒など一部の児童生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うことも考えられること。ただし、その際、教職員の勤務負担が過重とならないようにするとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意する必要があること。

## 3. 教科書の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、給与する教科書について、通常、入学式や始業式等、児童生徒の登校日の際に給与することとされているが、出席停止や臨時休業等、児童生徒や各学校の状況に応じて、例えば保護者のみを対象とした学校説明会等の場を活用して給与する等、各学校に納入された教科書が遅滞なく児童生徒に給与されるよう対応すること。

## 4. 学校給食休止への対応に関すること

臨時休業に伴い学校給食を休止する際には、関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意すること。

## 5. 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食

<sup>1</sup> [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

調理場等の清掃，消毒，寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒，寄宿舎運営に係る検討等の業務，特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等を行うことが考えられ，補助金事業により配置される職員等を含め，他の職員についても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであり，各教育委員会等において，当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を，補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら，適切に対応すること。

なお，基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが，これが困難である場合には，例えば，本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど，適切に対応することが考えられること。

## 6. 子供の居場所確保に関すること

児童生徒等や教職員に感染者が発生した学校が，「1. 臨時休業の実施にかかる考え方について」に基づき臨時休業を行う場合には，保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが，子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては，当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ，児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し，慎重に判断する必要がある。

その上で，子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には，一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）の例を参照した対応を行うこと。その際，以下の点には特に留意すること。

### （1）学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い，放課後児童クラブ，放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため，密集性を回避し感染を防止すること等から，一定のスペースを確保することが必要である。

このため，教室，図書館，体育館，校庭等が利用可能である場合は，国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず，手続は不要であり，積極的に施設の活用を推進すること。

また，放課後等デイサービスについても，学校の臨時休業期間においては，放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので，教室，図書館，体育館，校庭等が利用可能である場合は，積極的に施設の活用を推進すること。

## (2) 給食提供機能の活用

子供の居場所確保にあたり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合の学校の臨時休業の判断について

児童生徒等又は教職員の感染が判明

<児童生徒等>

- ・ 当該児童生徒等について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止
- ・ 他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

<学校>

設置者は、

- ・ 当該感染者の症状の有無
  - ・ 学校内における活動の態様
  - ・ 接触者の多寡
  - ・ 地域における感染拡大の状況
  - ・ 感染経路の明否
- 等

総合的に考慮し、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談

感染した児童生徒等及び濃厚接触者の  
**出席停止のみ** (学校保健安全法第 19 条)

学校の全部又は一部の  
**臨時休業を実施** (学校保健安全法第 20 条)

※今後、どこかの地域でオーバーシュート（爆発的的患者急増）が生じた場合には、3月19日の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）で示された見解に基づき対応することとなります。

**【重要】**

**新型コロナウイルス感染症への対応のため、大学及び高等専門学校における学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等についてお知らせいたします。各大学等におかれては、新型コロナウイルス感染症に係る最新の動向も踏まえながら、遠隔授業の活用について適切に御対応いただきたく、御一読くださいますようお願いいたします。**

事務連絡  
令和2年4月1日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課  
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 担 当 課  
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課  
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 御 中  
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 担 当 課  
大 学 及 び 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 公 立 大 学 法 人 を  
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課

文部科学省高等教育局大学振興課

学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について

令和2年3月24日付け元文科高第1259号「令和2年度における大学等の授業の開始等について」において、新型コロナウイルス感染症対策に係る、学事日程等の取扱いや遠隔授業の活用について通知したところですが、このことに伴う検討に資するよう、別紙1から3までのとおり参考となる情報についてまとめましたので、お送りいたします。

なお、これらの情報は、各大学等における検討の際の参考にしていただくために示すものであり、各大学等に対して、学事日程の変更等を行うよう求めるものではないことを併せて申し添えます。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

<添付資料>

- ・別紙1「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」
- ・別紙2「新型コロナウイルス感染症対応に係る大学での遠隔授業の事例」

- ・別紙3「オンラインプログラム（MOOC等）の活用モデル」
- ・参考「令和2年3月24日付け元文科高第1259号「令和2年度における大学等の授業の開始等について」（抄）」

< 本件連絡先 >

文部科学省高等教育局大学振興課

電話：03-6734-3338

## 学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q &amp; A

(令和2年4月1日時点のものであり、今後の状況も鑑み更新の可能性もあります。)

## 【学事日程等の取扱いに関すること】

問1 3月24日付け通知における「10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない」との解釈は、新型コロナウイルス感染症対策に係る学事日程の取扱いに係るものに限定されるものか。

- 大学設置基準第23条において、各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことが原則とされております。
- 今回の新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響により、年度当初から授業を開始できない場合等、授業期間を上記の原則のとおり設定することが困難である場合が想定されるため、令和2年3月24日付け元文科高第1259号「令和2年度における大学等の授業の開始等について」（以下「3月24日付け通知」という。）により、上記原則の例外として、10週又は15週以外の授業期間についても許容されることを示しました。
- なお、同条ただし書において、上記原則については、「教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。」とされているところです。その趣旨は、本来、各大学の創意工夫により、学生の主体的な学びを促進する観点から、同一科目の週複数回講義の実施や、講義とフィールドワークを組み合わせた授業科目の実施など、授業のあり方の多様化を促進することにより、今回の新型コロナウイルスに対する対応等の影響により、本来10週又は15週の期間を単位として実施することを予定していた授業科目の期間を弾力化することを想定した規定ではないものの、今回の対応を機に、授業科目の見直し等を図ることにより、教育上の必要性や、十分な教育効果が認められるものについては、同条ただし書の規定に基づき、10週又は15週以外の授業期間を設定することも可能であるものと考えております。

その際は、平成25年3月29日付け24文科高第962号「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）」も併せて御参照ください。

※大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（各授業科目の授業期間）

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

問2 「10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない」とあるが、例えば、本来15コマの授業を13コマにし2コマ分の授業時間数を削ることを許容する趣旨か。

○大学設置基準第23条の規定は、あくまで週数を規定したものであり、授業の回数（コマ数）を規定しているものではありません。

○ 今回の授業期間の弾力化は、単位の修得に必要な学修時間を変更するものではないことから、質問のケースについては、例えば、2コマ分に相当する授業時間を本来予定していた面接授業により行わない場合については、休日や祝日における補講授業の実施や、遠隔授業の実施、又は授業中に課すものに相当する課題研究等に代替すること等により、大学設置基準第21条等で定める必要な学修時間を確保していただく必要があります。

#### 【遠隔授業の活用に関すること】

問3 3月24日付け通知において示された遠隔授業に係る解釈は、新型コロナウイルス感染症対策に係る遠隔授業に限定されるものか。

○ 3月24日付け通知によりお示した遠隔授業に係る解釈は、遠隔授業に係る取扱いを明確化したものであり、新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限ったものではありません。

問4 3月24日付け通知においては、同時双方向型の遠隔授業を自宅にいる学生に対して行うことは、平成13年文部科学省告示第51号の第2号の規定に基づき可能であるとしているが、この場合、同号の定める「授業の終了後すみやかに」に①「設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導」を行うとともに、②「学生の意見の交換の機会」を確保する必要があるのか。

○ 本告示の第2号が担保しようとしていることは、面接授業に相当する教育効果であるところ、こうした教育効果を有すると認められる遠隔授業に必要な要素として、同号においては、①設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導と②学生の意見の交換の機会を挙げているものと考えております。

○ このため、オンデマンド型の遠隔授業の場合には、授業配信中に上記①及び②を実施することが困難であることから、面接授業に相当する教育効果を担保するため、「授業の終了後すみやかに」①及び②の実施を求めることが必要であるのに対し、同時双方向型の遠隔授業の場合には、当該授業の実施中に上記①及び②を行うことにより、実質的に面接授業に相当する教育効果が担保できているといえるのであれば、「授業の終了後すみやかに」上記①及び②の実施を求めることは必ずしも必要ではないと考えております。

※平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）（抄）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学

において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

一 (略)

二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

問5 遠隔授業を行う教員は、自宅において当該授業を行うことは可能か。

○ 法令上、遠隔授業に係る送信側の場所について限定はないため、面接授業に相当する教育効果が認められる場合には、教員が自宅において遠隔授業を実施することは可能です。

問6 遠隔授業の実施方法として、教科書や教材による学修を一定時間自宅において行わせたいうえで、メールや掲示板等を用いて質疑応答等を行うことは許容されるか。

○ 法令上、遠隔授業の一部において、教科書や教材による学修を自宅において行わせることが禁止されるものではございませんが、面接授業に相当する教育効果を有するものである必要があることから、授業外の予習・復習に相当するような単に教科書を読ませるといった形態は想定しておらず、授業担当教員による事前のガイダンス等において、当該授業の目的やねらい、教科書を読むに当たっての留意点や、必要な視点・観点などを示すなどにより、授業中に課すものに相当する学修である必要があります。

○ また、大学通信教育設置基準第3条第1項においては、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（印刷教材等による授業）、大学設置基準第25条第1項の方法による授業（面接授業）、及び同条第2項の方法によるメディアを利用して行う授業（遠隔授業）が、別の方法として区別されていることを踏まえると、単に印刷教材等の送付により授業が完結することは想定しておらず、毎回の授業の実施に併せて質疑応答等による指導を行う必要があります。

※大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）（抄）

（授業の方法等）

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、大学設置基準第二十五条第一項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（以下「メディアを利

用して行う授業」という。)のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

問7 「面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合」について、例えば、15回の授業中、14回分を遠隔授業により実施し、面接授業は1回しか行っていない場合についても、各大学等の判断において、主として面接授業により実施したものと扱ってよいか。

- 3月24日付け通知においては、面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合であっても、遠隔授業によって修得できる単位数の上限の算定に含める必要がない場合について、「授業全体の実施方法として、主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有することを各大学等の判断において認められるもの」としております。
- このため、質問のケースが、「主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有する」といえるかについては、各大学等において判断し、各学生等に対して説明することが求められますが、15回の授業中1回しか面接授業を実施していない場合は、外形的には「主として面接授業を実施」したものと説明することは困難であると考えております。
- 一方、新型コロナウイルス感染症に対する対応の影響により、こうしたケースが積み重なることで、60単位の上限に達してしまう事態が生じることも想定されることから、今後、文部科学省において、各大学等における遠隔授業に係る実施状況や各大学等からの要望等も踏まえつつ、必要がある場合には、今回の新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業に係る単位数の上限の見直しについて所要の検討を行うことも視野に入れてまいります。

問8 現時点においては、4月から5月上旬までは遠隔授業を実施し、5月中旬以降は面接授業を実施する予定であるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ、結果的に、全ての授業が遠隔授業となってしまった場合、60単位の上限に算入すべきか。

- 質問のケースのように、結果的に全ての授業が遠隔授業となった場合には、主として対面授業により実施した場合には該当しないため、60単位の上限に算入する必要があります。
- 一方、新型コロナウイルス感染症に対する対応の影響により、こうしたケースが積み重なることで、60単位の上限に達してしまう事態が生じることも想定されることから、今後、文部科学省において、各大学等における遠隔授業に係る実施状況や各大学等からの要望等も踏まえつつ、必要がある場合には、今回の新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業に係る単位数の上限の見直しについて所要の検討を行うことも視野に入れてまいります。

問9 現時点においては、4月から5月上旬までは遠隔授業を実施し、5月中旬以降は面接授業を実施する予定であるが、一部の学生については、出席停止等により、結果的に全ての授業が遠隔授業となってしまった場合、当該学生が修得した単位については60単位の上限に算入すべきか。

- 問8への回答と同様です。

問10 遠隔授業を実施する場合について学則に記載しなければならない法的根拠如何。

- 遠隔授業により修得した単位は、卒業要件として修得すべき単位のうち60単位を超えないものとされていることから、当該遠隔授業の実施については、学校教育法施行規則第4条第1項第6号に規定する「卒業」に関する事項として学則記載事項となります。

※学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

一～五 （略）

六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

七～九 （略）

2・3 （略）

- ただし、3月24日付け通知においてもお示した通り、面接授業の一部を遠隔授業によって実施した場合等、主として面接授業により修得した単位として扱い、当該上限の算定に含めない場合には、学則において遠隔授業の実施に係る事項を記載する必要はありません。

問11 3月24日付け通知においては、外部機関等のMOOC等を自宅で学修したことをもって単位付与するような運用を許容しているのか。

- 3月24日付け通知では、「聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる」としておりますが、これはあくまで、大学が開設した授業の一部で外部機関等が開設したMOOC等を「教材」として使用、あるいは、MOOC等を提供する外部機関等と連携協力して授業を実施することを想定したものです。
- このように、大学が当該大学以外の外部機関等と連携協力して授業を実施する場合には、
  - 1.授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
  - 2.大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
  - 3.大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
  - 4.大学の授業担当教員による成績評価が行われるなど、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意する必要がある（平成19年文科高第281号通知第一（2）留意事項三）、単に外部機関等のMOOC等を自宅で学修したことのみをもって単位付与するような運用は認められません。

問 1 2 学生又は教職員の感染が判明したことにより大学等が臨時休業になった場合も、遠隔授業により授業を実施してよいか。

- 3月24日付け通知においては、「当初の予定通りに授業等を開始することが困難である場合には、設置者の判断で授業等の開始時期の延期等を行うことを妨げるものではないが、その検討を行う場合は、多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「遠隔授業」という。）の活用などによる学修機会の確保に留意すること。」としております。
- このため、臨時休業の実施の判断に当たっては、遠隔授業の活用を検討いただき、その結果、自宅における遠隔授業の実施が可能である場合には、そもそも、当該授業科目に係る大学の活動については、臨時休業の必要性はないものと判断できる可能性があります。当該授業の具体的な実施形態（一部の学生に対しては、教室における面接授業を行う等）によっては、更に大学内における感染が拡大する可能性もあることから、当該授業も含む臨時休業の実施に係る具体的な判断に当たっては、3月24日付け通知における以下の記載も参照の上、都道府県等の衛生主管部局と相談していただくようお願いいたします。

《3月24日付け通知（抄）》

1. 大学等における感染拡大の防止について

- (2) 学生又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断すること

※学校保健安全法（昭和33年法律第56号）（抄）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

# 新型コロナウイルス感染症対応に係る大学での遠隔授業の事例

## 名古屋商科大学／大学院

【授業開始】 繰り下げず、例年通り開始

【期間】 2020年度春学期Term1（4～5月）

【対象】 **すべての教室授業**（300講座）

※ケースを使用した討議授業、教科書を使用した講義授業、  
ネイティブ教員との語学授業を実施

【方法】 **同時双方向型**（**ウェブ会議サービス**を使用）

※2018年よりオンラインを活用した討論型ケース授業を通じてノウハウを蓄積

【備考】 従来より、ノートパソコンを学部新生全員に無償譲渡。



## 国際教養大学（AIU）

【授業開始】 4月9日開始を、4月20日開始に繰り下げ

【期間】 2020年度春学期（4～7月）

【対象】 **すべての授業**（約300講座）

※**実技を伴う授業**についても、**原則遠隔授業**で対応。

【方法】 **同時双方向型**（**ウェブ会議サービス**等を使用）を基本とし、**オンデマンド型**（学内オンライン学習システム上に授業動画やスライド資料を掲載）も並行して実施。

【備考】 世界各地の200大学と提携して交換留学生を受け入れており、約8割の学生がキャンパス内の寮・宿舎等で暮らすことから、**キャンパスを原則立入禁止**とし、自宅で受講できる遠隔授業を導入。これを機に、海外提携大学との連携拡大・強化を図る。

## 東京工業大学

【期間】 2020年度第1Q(クォーター)（4～5月）

※授業開始日について検討中。

※状況次第では、第2Qも同様の対応となる可能性あり

【対象】 **実技をともしない授業**

※実験・実習など**実技をともしない授業**は原則として**第1Qには開講せず**、第2Qもしくはは夏季休暇期間中に開講予定。

【方法】 **同時双方向型**  
（**ウェブ会議サービス**を使用）

※令和2年4月1日時点

# オンラインプログラム（MOOC等）の活用モデル

大学におけるMOOC等の活用方法としては、たとえば以下の類型が考えられるが、いずれも現行法令に適合した形で実施可能である。

## （1）自らMOOC等を開設

- 大学が自ら、あるいは外部機関等と連携し、MOOC等を開発して、**自らの授業科目として開設**し、修了者に単位を付与。

※メディア授業として開設。この場合、メディア授業の要件や留意事項（十分な指導を併せ行うこと等）を満たすことが必要。

## （2）他大学のMOOC等での学修を単位認定

- 自大学の学生が、**他大学が自らの授業科目として開設したMOOC等**を科目等履修生として履修し、当該他大学から単位を付与された場合、当該単位を**自大学の単位として認定**。

※大学設置基準第28条第1項に基づく単位互換。

大学院設置基準において準用、専門職大学設置基準、専門職短期大学設置基準においても同旨規定、専門職大学院設置基準において関連規定。

## （3）他大学又は大学以外の団体・企業等が開設したMOOC等を授業で活用

- 授業の一部で外部機関等が開設したMOOC等を**「教材」として使用**。あるいは、MOOC等を提供する外部機関等と連携協力して授業を実施\*。

（例）教室において、授業担当教員が事前説明をした後、MOOC等を聴講させ、最後に授業担当教員がまとめやきめ細やかな指導を行う。

※学生がこのような外部機関等のMOOC等を大学外で学修したことのみをもって単位付与するような運用は不可。

\* 大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する場合には、①授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている、②大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている、③大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している、④大学の授業担当教員による成績評価が行われるなど、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要。（平成19年文科高第281号通知）

令和2年3月24日付け元文科高第1259号「令和2年度における大学等の授業の開始等について」（抄）

## 1. 大学等における感染拡大の防止について

- (1) (前略)、地域における感染症の発生状況や学生の状況等を踏まえ、当初の予定通りに授業等を開始することが困難である場合には、設置者の判断で授業等の開始時期の延期等を行うことを妨げるものではないが、その検討を行う場合は、多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「遠隔授業」という。）の活用などによる学修機会の確保に留意すること。

## 2. 学事日程等の取扱いについて

- (1) 令和2年度当初の授業期間については、新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響にかんがみ、1単位の学修時間が45時間である単位制度の趣旨を踏まえ、補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条等で定める学修時間を確保するための方策を大学等が講じていることを前提に、10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えないこと。

その際、各大学等の判断により、授業計画（シラバス）（教職課程に係るものを含む。）を変更することは差し支えないが、その他の課程認定に係るものの変更については関係省庁・部署等に相談すること。また、設置計画履行状況等調査（AC）期間中の大学等におかれては、原則として、設置計画に基づく教育課程の編成・実施が求められるが、学事日程の変更等やそれに伴う授業計画（シラバス）の変更は差し支えないこと。その場合には、設置認可又は届出の翌年度以降に提出する「設置計画履行状況AC報告書」における「7 その他全般的事項」の「(1) 設置計画変更事項等」の欄などにその旨を記載して報告すること。

いずれの場合においても、授業計画（シラバス）を変更する際には、学生に対する丁寧な説明に努めること。

- (2) 面接授業に代えて遠隔授業を行う場合にも、大学は当該授業科目を履修した学生に対しては試験の上単位を与えることになるが、その方法は、一斉に実施する定期試験等に限られるものではなく、レポートの活用による学習評価等、到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することができること。なお、それに伴い、授業計画（シラバス）等を変更することは差し支えないが、学生に対する丁寧な説明に努めること。

- (3) 学期、授業を行わない日及び授業日時数については、学則に記載することとされていることから、学則の変更が必要となるような学事日程の変更を行う場合には、公私立大学にあっては、文部科学大臣への届出が必要となるが、各大学等の学則において、授業日や休業日の変更等についての手続きが予め規定されている場合には、令和2年度の学

事日程について、例えば、授業開始日の繰下げや休日・祝日授業の実施等の特例措置を講ずることが可能であり、学則の変更や文部科学大臣への届出を要しないこと。

- (4) 各大学等の教育活動の実施にあたっては、修業年限に係る学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 87 条等の趣旨を踏まえ、長期的な見通しの下、計画的な実施に努めること。なお、入国拒否や隔離・停留等の措置により、留学生等が 4 月から大学等の教育活動に参加できない事態も想定されるが、補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、年間を通じて学修時間を確保するための方策を大学等が講じていることを前提に、当初の予定どおり 4 月に入学したものと取り扱うことは差し支えないこと。

### 3. 遠隔授業の活用について

- (1) 今後、学生の学修機会を確保するとともに、感染リスクを低減する観点から、いわゆる面接授業に代えて、遠隔授業を行うことが考えられること。

その際、平成 13 年文部科学省告示第 51 号（大学設置基準第 25 条の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）等に従い行う必要があるところ、同告示第 2 号等の規定に基づき、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行うことは可能であり、例えば以下の方法によることが考えられること。

#### ・テレビ会議システムを用いた遠隔授業の例

テレビ会議システムを利用して講義をリアルタイム配信し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PC や携帯電話からインターネットに接続し受講。テレビ会議システムによって、教員と学生が、互いに映像・音声等による質疑応答や意見交換を行う。

#### ・オンライン教材（MOOC 等）を用いた遠隔授業の例

スライド資料や講義形式の動画等を教材として e-learning システム等を準備し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PC や携帯電話からインターネットに接続し、随時又は期限が設定されている場合は当該期限内に受講。学生からの課題提出や質問の受付及び回答、学生間の意見交換等についても、インターネット等を通じて行う。質問の受付及び回答については、よくある質問とそれに対する答えについてあらかじめ提示しておき、それ以外の質問について担当教員又は指導補助者が回答するといった手法も考えられる。なお、聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC 等の教育コンテンツを活用することも考えられる。

- (2) 大学設置基準第 32 条第 5 項等の規定により、卒業の要件として修得すべき単位のうち、遠隔授業の方法により修得する単位数については、大学院及び通信制の大学を除き、60 単位（修業年限が 2 年の短期大学にあっては 30 単位、修業年限 3 年の短期大学にあ

っては46単位、高等専門学校にあっては30単位)を超えないものとして上限が設定されているところ、面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合であって、授業全体の実施方法として、主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有すると各大学等の判断において認められるものについては、上記上限の算定に含める必要はないこと。

なお、遠隔授業により修得した単位と扱い、上記上限の算定に含める場合には、卒業という学生の身分に関わる事情であるため、すでに遠隔授業に係る事項を学則において定めている場合を除き、学則に当該事項を定める必要があるが、面接授業の一部を遠隔授業によって実施した場合等、主として面接授業により修得した単位として扱い、上記上限の算定に含めない場合には、学則において当該事項を定める必要はないこと。

<学則の記載例>

(メディアを利用して行う授業)

第〇条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、〇〇規程において定める。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業は、学内の十分な理解の下で取り組むことが重要であることから、大学等の経営部門、教学部門、情報基盤センター等の遠隔授業推進部門など、関係組織間の緊密な連携が期待されること。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるICTを活用した著作物利用上の配慮について、文化庁より著作権等管理事業者及び関係団体に対して事務連絡が発出されており、引き続き教育現場のニーズに応じた対応について検討を行っていること。

(文化庁ホームページ)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92080101.html>

(4) 外国人留学生については、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)」(以下「上陸基準省令」という。)では、専ら通信により教育を受ける場合は在留資格「留学」に応じた活動としては認められていないこと。ただし、今般の新型コロナウイルス感染症の対策として、学校運営上の対策を講じる目的などの観点から、必要な範囲内において、遠隔授業を実施することは、在留資格「留学」に応じた活動として認められる場合があること。なお、渡日前の遠隔授業の実施については、上陸基準省令に抵触するものではないこと。

(5) その他、遠隔授業に係る法令上の定めや留意事項については、別途、事務連絡をもってお知らせすること。

**【重要】**

**新型コロナウイルス感染症への対応のため、大学等における授業の開始等に当たっての留意事項をお示したことや前回の調査回答を踏まえ、改めて、調査をさせていただきます。重ねてのお願いとなり大変申し訳ありませんが、期日までの回答に御協力お願い申し上げます。**

事務連絡  
令和2年4月2日

各国公立大学法人担当課  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型コロナウイルス感染症対策に係る令和2年度学事日程等の  
検討状況について（調査）

先般、令和2年3月18日付事務連絡（新型コロナウイルス感染症対策に係る令和2年度学事日程等の検討状況について（調査））に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

このたび、前回調査以降の新型コロナウイルス感染症の拡大状況のほか、当該調査結果やその後の更新状況を踏まえ、各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）における対応状況を改めて確認し、把握させていただきたいと考えております。

つきましては、年度初めでの業務多忙に加え、新型コロナウイルスなどへの対応で、大変御多忙の中、誠に恐縮でございますが、各大学等における令和2年4月2日（木）時点における学事日程の検討状況等に関する別紙の事項について、明日追って御連絡するURLから調査フォームにアクセスいただき、御回答をお願い申し上げます。誠に申し訳ございませんが、4月3日（金）までの回答に御協力をお願い申し上げます。

なお、本件調査の結果につきましては、個別の大学等が特定されない形で、集計結果を公表させていただくことがありますので予め申し上げます。

また、本件調査への御回答をいただいた後、新型コロナウイルスに係る対策のために学事日程等の取扱いに関する検討状況に変更が生じた場合には、変更後の内容を下記URLに再入力して御報告いただきますよう、併せてお願いいたします。

- 調査項目 別紙
- 回答URL 追って連絡

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111 (代表)

(調査の内容について)

文部科学省高等教育局高等教育企画課  
(内線：2482)

(本件調査の回答について)

- ・国立大学  
文部科学省高等教育局国立大学法人支援課  
(内線：3760)
- ・公立大学  
文部科学省高等教育局大学振興課  
(内線：3370)
- ・私立大学  
文部科学省高等教育局私学部私学行政課  
(内線：2533)
- ・高等専門学校  
文部科学省高等教育局専門教育課  
(内線：3347)

新型コロナウイルス感染症対策に係る令和2年度学日程等の検討状況について  
調査項目

1. 学校名を教えてください。
2. 貴学の主要なキャンパス（最も多くの学生が通学するキャンパス）が所在する都道府県名を教えてください。
3. 貴学の設置種別を教えてください。
  - ① 国立大学
  - ② 公立大学・短期大学
  - ③ 私立大学・短期大学
  - ④ 高等専門学校
4. 令和2年度授業の開始について、例年より開始時期を遅らせることを予定していますか。以下のいずれかを選択してください。
  - ① 例年よりも遅らせることを決定している。
  - ② 例年よりも遅らせることを検討している。
  - ③ 例年通り開始する予定である。
  - ④ 未定
5. 令和2年度授業の開始時期について御回答ください。学科等により開始予定日が異なる場合は、最も早い日を選択してください。  
【選択肢】「4月5日以前」～「5月1日以後」まで各日、未定
6. 令和2年度の授業開始にあたり、遠隔授業を実施する予定はありますか。以下のいずれかを選択してください。（特定のキャンパス・学部など、学校の一部で実施する場合も含めて回答ください。）
  - ① 授業開始日は例年どおりとして、遠隔授業を実施する。
  - ② 授業開始日を遅らせたうえで、遠隔授業を実施する。
  - ③ 遠隔授業の実施について検討している。
  - ④ 遠隔授業を実施する予定はない。
  - ⑤ 未定
7. 問8で遠隔授業を実施すると回答した学校に伺います。現時点で、遠隔授業を実施することを決定している期間について御回答ください。  
【選択肢】「～4月中」～「9月以降も実施」、未定

8. 令和2年度入学式について、以下のいずれかを選択してください（すでに実施済みの場合も、あてはまるものに回答ください）。

- ① 通常通り実施する。
- ② 規模を縮小するなどして実施する。
- ③ 延期する。
- ④ 中止する。
- ④ 未定

9. 令和2年度入学式の実施予定日について御回答ください。学科等により実施予定日が異なる場合は、最も早い日を選択してください。

【選択肢】「4月5日以前」～「5月1日以後」まで各日、未定、実施しない

10. 新型コロナウイルス感染症対策のため、学生にどのような形で情報提供や注意喚起を行っていますか。当てはまるものを全て選択してください。

- ① メールリングリストや郵送などで行っている
- ② 学生がアクセスできる内部サイト等で行っている
- ③ 大学のホームページやSNS等で行っている
- ④ 学内の掲示等で行っている
- ⑤ その他

11. 上記の他、新型コロナウイルス感染症対策のため、授業開始に当たって取り組むこととしていることがあれば記入してください。

12. 本件御担当の部署名・担当者名を記入ください。

13. 連絡のつく電話番号を記入ください。

14. 連絡のつくメール・アドレスをご記入ください。